

養老鉄道活性化協議会会則

(名称)

第1条 本会は、養老鉄道活性化協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、養老鉄道株式会社養老線（以下「養老線」という。）が、地域住民に必要な公共交通機関として、安定した運営ができるよう養老線沿線市町（以下「沿線市町」という。）が相互に連携し、養老線を活性化させることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、別表1の沿線市町をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 養老線への支援に関する事。
- (2) 収支改善策に関する事。
- (3) 国及び県、鉄道事業者、養老線協力団体等との情報交換及び連絡調整
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 本会の会議は、協議会及び幹事会とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
監 事	2名

- 2 役員は、協議会において選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、協議会の議長となり会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(幹事)

第8条 本会に、会務の処理に当たらせるため、幹事を置く。

- 2 幹事は、各沿線市町の推薦に基づき会長が指名する。
- 3 代表幹事は、会長の属する市町の幹事とする。

(オブザーバー)

第9条 会長は、必要に応じ国及び県、鉄道事業者、学識経験者等をオブザーバーとして会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議会)

第10条 協議会は、年1回定期に開くほか、必要に応じ臨時に開催することができる。

- 2 協議会は、沿線市町の長をもって構成する。
- 3 協議会は、会長が招集する。
- 4 協議会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会則の変更に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 幹事会が協議会の議決を必要と認めた事。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第8条に規定する幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長の指示により代表幹事が召集し、代表幹事が議事の進行を行う。
- 3 幹事会は、次の事項を議決し、又は、執行する。
 - (1) 協議会に提出する議案の作成に関する事。
 - (2) 協議会により委任された事項の運営に関する事。
 - (3) その他協議会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(作業部会)

第12条 会長が必要と認めるときは、幹事会に作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会員は、会長の指示により、代表幹事が指名する。
- 3 作業部会は、代表幹事が召集する。

(会計)

第13条 本会の経費は、分担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の属する市町に置く。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成19年 5月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年 4月 1日から適用する。

別表1（第3条関係）

沿	線	市	町
大	垣	市	市
桑	名	市	市
海	津	市	市
養	老	町	町
神	戸	町	町
揖	斐	川	町
池	田		町